



鉄製砲の量産が難航する中、幕府は葦山反射炉での青銅砲鑄造に方針を転換します。安政6年(1859年)8月、青銅製80ポンド砲・24ポンド砲の鑄造が指示されたのをはじめとして、反射炉では相当数の青銅砲が鑄造されたようです。正確な数は不明ですが、江川家に伝わる文久3年(1863年)の日記から、その一部を見てとることができま



文久3年の日記 (文久3年7月14日条)

葦山反射炉は、鉄製大砲の鑄造を目的として造られた施設です。実際、安政4年(1857年)から5年にかけて、3門の鉄製18ポンド砲の鑄造に成功しています。しかし、江川坦庵公が目指していた『鉄製砲の量産』というレベルに到達するには至りませんでした。

その要因は、材料となる鉄*1の質にあったと考えられています。葦山反射炉で使われた鉄の多くは、石見(島根県)産のものでした。砂鉄に由来する石見の鉄はシリコンの含有量が少なく、粘りが必要とする大砲の鑄造には向かなかったと言われています。

文久3年正月、幕府より葦山反射炉で青銅製野戦砲100挺を生産せよとの命令が下りました。そのため、従来から反射炉掛として勤めていた葦山代官所の手代らに加え、江戸の講武所*2から砲術教授方の木村太郎兵衛・安井晴之助、蕃書調所*3から宇都宮鑛之進(三郎)の計3名が向出して作業にあたることになりました。

日記によれば、鑄型の製作や材料となる銅・錫の成分分析などの準備を経て、この年の7月から12月の間に、96挺の野戦砲が鑄造されています。作業は夜から翌日にかけて行われ、職人たちの他に反射炉掛が1名ないし2名、泊まりがけで監督していました。鑄込むのは1回につき3挺、北側の片側の炉を使って、完了までおよそ8時間ほどかかっていたことが、日記の記述からわかります。



第6回 稼働遺産

産としての観点から見ると、文化財保護法に基づく資産の保全は企業等の経済活動に支障をきたす可能性があり、稼働していることに意義がある産業遺産の保全手段として適切かどうかという指摘がなされてきました。

九州・山口の近代化産業遺産群の特徴に、構成資産の中に今も実際に使われている施設等(稼働資産)が含まれていることが挙げられます。旧官営八幡製鉄所や三池港(福岡県)、三菱重工長崎造船所(長崎県)、橋野高炉跡および関連施設(岩手県)がこれにあたります。

世界遺産候補の資産が世界遺産として登録されるための条件のひとつに、その国の法律でその資産の価値がしっかりと保全されているということがあります。日本ではこれまで世界文化遺産の推薦は、葦山反射炉のような国指定文化財が主であり、資産の価値が文化財保護法で守られてきました。しかし、産業遺



世界遺産推進課 055(948)1425

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

危ないよ とびだしたら 命とり
増田 達弥 (長岡南小)

青信号 ピカピカしたら 渡らない
五十嵐 友宝 (葦山小)

気をつけて ぼくらは 車のかげにいる
依田 絃希 (大仁小)

地域安全課 ☎ 055-948-1412

交通指導員会から

普段から大仁北小学校の登校時間に、交通安全の見守りと声掛けをしている伊郷さん夫婦と小池さんにインタビューをしました。

Q. 見守りと声掛けはいつ頃から、どこで行っていますか。また、そのきっかけは何ですか。
A. 平成18年からです。毎朝、子どもたちの登校時間に良酒倉庫前の交差点や大仁北小学校付近で行っています。

きっかけは、大仁北小学校から休み時間の見守りの募集があったことです。登校時間に交差点などに立つことは、自主的に始めました。

Q. どのような声掛けをしていますか。
A. 交差点で信号待ちをすると大人数になってしまい、一度に渡るとその先で道路にはみ出してしまふことがあるので、まっすぐゆっくり一列に歩くよう子どもたちに注意を促しています。

Q. ずっと続けている理由、やりがいを教えてください。
A. 何より子どもたちの成長を見ることができるのが一番です。子どもたちとあいさつをしたり会話をすることで元気をもらいます。卒業生が今もあいさつをしてくれるのもうれしいです。



伊郷さん夫婦と小池さん(右)

子どもたちが安全に登校するため、毎日交差点に立ち、見守ることはとても大変だと思いますが、やりがいを笑顔で語ってくれる3人の姿がとても印象的でした。これからも健康に気をつけて元気に活動してくださいね。

特定商取引法の改正法案が成立

あなたも狙われるかも! 悪質商法にご用心 ⑤

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

悪質な訪問買取り被害の現状を受け、国会において特定商取引法の改正法案が成立しました。これにより、訪問買取りは、『訪問購入』と定義されます。また、その対象は被害の多い貴金属に限りません。

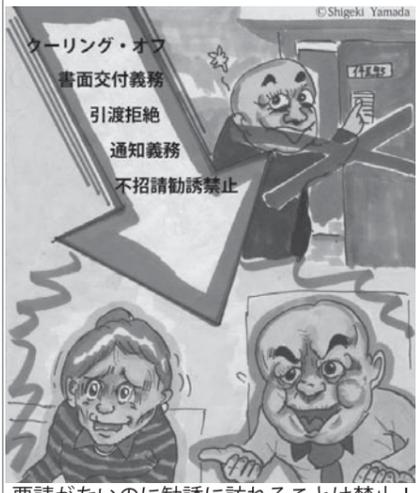
訪問購入では、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘を禁止する、いわゆる『不招請勧誘の禁止』規定を導入した点が画期的といえます。

そのほか、クーリング・オフの規定では、訪問購入において購入業者は第三者に当該物品を引き渡したときは、売り主となった消費者に一定の事項を通知しなければなりません。さらに、購入業者は、クーリング・オフ期

間中に物品の引き渡しをした転売先に対しては、クーリング・オフにより当該物品の売買契約が解除される可能性があることを通知しなければなりません。

また、売り主はクーリング・オフ期間中は購入業者に対し当該商品の引き渡しを拒むことができることも規定されています。

このような改正により深刻な訪問買取り被害がなくなることを期待しています。



要請がないのに勧誘に訪れることは禁止!

消費生活相談日 毎週月・金曜日(※例外あり) 各9:00~16:00 観光商工課 ☎ 055-948-1480